

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当たる翌日が休日には、その日と同日)

規則

目次

◆規則 保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則を改正する規則

鳥取県規則第五十四号

鳥取県知事 石破二朗

保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十七年八月八日

◆規則

保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則を改正する規則

◆規則 健康保険法による保険医の登録

鳥取県訓練手当等支給規則の一部を改正する規則

◆規則 被爆者一般疾病医療機関の指定

土地改良区設立認可申請に係る適否の決定

土地改良区の役員の就退任

新たに行なおうとする土地改良事業計画の適否の決定

〃

この規則は、公布の日から施行する。

土地改良事業計画の適否の決定
土地の用途廃止

都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧

建築基準法による道路の位置の指定

保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則（昭和四十四年三月鳥取県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表の一中「九十六円」を「百円」に改める。

別表の二の1中「三十一円」を「三十四円」に改める。

附則

鳥取県訓練手当等支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十七年八月八日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県規則第五十五号

朗

鳥取県規則第五十五号

鳥取県訓練手当等支給規則の一部を改正する規則

鳥取県訓練手当等支給規則（昭和四十二年三月鳥取県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号を次のように改める。

一 中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法（昭和四十六年法律第六十八号）第十二条の中高年齢失業者等求職手帳の発給を受けている者

第三条第三号中「職業安定法」の下に「（昭和二十二年法律第四十一号）」を加え、同項に次の一号を加える。

九 織維産業離職者に係る職業転換給付金の臨時特例に関する省令（昭和四十七年労働省令第二号）第四条第一項に規定する者

第四条第二項中「五百円」を「五百七十円」に、「四百九十円」を

「五百五十円」に改め、同条第三項中「四百九十円」を「五百五十円」に改める。

第五条第二項を次のように改める。

2 扶養手当の日額は、扶養親族一人につき、支給対象者の配偶者については七十円、十八歳未満の子については十円とする。ただし、子のうち二人までについては、二十円（支給対象者に配偶者がない場合にあつては、そのうちの一人については五十円）とする。

第六条第二項中「二百三十五円」を「二百四十七円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

昭和四十七年八月八日

告 示

鳥取県告示第五百四十五号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十七年八月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

（経過措置）

2 改正後の第三条第一項第一号及び第三号の規定は昭和四十六年十月一日から、改正後の同条同項第九号の規定は昭和四十七年一月十日から、改正後の第四条から第六条までの規定は昭和四十七年四月一日から適用する。

3 昭和四十七年四月一日前の職業訓練を受けた日に係る基本手当、扶養手当及び受講手当の支給については、なお従前の例による。

4 改正前の鳥取県訓練手当等支給規則の規定に基づいて昭和四十七年四月一日からこの規則の施行日の前日までの間に支給された基本手当、扶養手当及び受講手当は、改正後の鳥取県訓練手当等支給規則の規定による基本手当、扶養手当及び受講手当の内払とみなす。

昭和47年8月8日 火曜日

鳥 取 県 公 報

氏名	登録の記号及び番号	登録の年、月、日
鳥 飼 高 翼	鳥医第一、七〇三号	昭和四十七年七月二十五日
吉 田 裁 志	鳥齒第三〇八号	"

鳥取県告示第五百四十六号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和四十七年八月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定期年月日	名 称	所 在 地
昭和四十七年七月二十六日	医療法人里仁会 北岡病院	倉吉市明治町一〇三一番地五

鳥取県告示第五百四十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第一百九十五号）第十八条第十五項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届出があつたので、同法同条第十六項の規定により告示する。

昭和四十七年八月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

宇野山土地改良区

退任した役員の住所及び氏名

理事 尾坂 茂 東伯郡羽合町大字宇野一、五五四の一
本 田 信 一 一、六七三

本人のつごうにより昭和四十七年三月三十一日辞任

昭和四十七年五月八日付で西伯郡大山町中高二〇〇番地五前田見二郎ほか四十八人の者から申請のあつた大山土地改良区の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第一百九十五号）第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

鳥取県告示第五百四十七号

昭和四十七年五月八日付で西伯郡大山町中高二〇〇番地五前田見二郎ほか四十八人の者から申請のあつた大山土地改良区の設立認可については、

その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第一百九十五号）第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年八月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四十七年八月八日

一 縦覧に供する書類の名称	土地改良事業計画書及び定款の写し
二 縦覧に供する期間	昭和四十七年八月九日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所

大山町役場

淀江町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

新開川土地改良区

退任した役員の住所及び氏名

理事	井上光恵	米子市東福原七八七
監事	井上福壽	上福原一、五二二
	永見正栄	両三柳二、二九四ノ一
	宮崎良孝	上福原八二四
	国尾春吉	西福原一六一一
	竹本美佐雄	一三五九
任期満了により退任	皆生一〇九	
	西福原一、二〇八	

新開川土地改良区

就任した役員の住所及び氏名

理事	井上万吉男	米子市東福原八二八
	井上福壽	上福原一、五二二
	永見正栄	両三柳二、二九四ノ一
	宮崎良孝	西福原一、六一一
	竹本美佐雄	一、三五九
監事	大先安五郎	皆生一〇九
	西福原一、二〇八	

昭和四十七年四月六日就任

任期四年

昭和四十七年三月二十五日通常総代会において総選挙の結果当選し、昭

昭

海士土地改良区

退任した役員の住所及び氏名

理事	山根秀雄	岩美郡福部村大字細川三三六
	井手野友芳	海士六二九
	濱本重利	湯山三五九
	山本康吉	海士五八
	山本利幸	五六一
	難波正則	五五八
田川重一	細川三〇六	
中村幸治	三三七	
谷本常雄	岩戸一一九	
岩崎藤吉郎	一二四の三	
浜本助市	岩戸五三四の二	
鳴ノ田	八の二	
早野元次	二六三	
新井野平吉	一四	
西田寅一	一二三の一	
山谷本	細川三四〇の一	
山根尚義	二七九の一	
山根順市	二三三の三	
森本久男	湯山八一六	
山根茂保	三二二	

七六

" 宮本定男 "

岩戸二八一

任期満了により退任
細川土地改良区

昭和四十五年一月十四日の臨時総会において総選挙の結果当選し、昭和四十五年一月二十日就任 任期四年

細川土地改良区

退任した役員の住所及び氏名

理事 山根秀雄 岩美郡福部村大字細川三三六

海士五二四

五〇三の七

五二三

細川三三四

三二〇

三五四

三三七

七二〇の一

岩戸一二二の一三

細川六〇二の一

高江四一六

一四九

一二〇

岩戸二八

八

海士五五八

岩戸二三四

任期満了により退任
細川土地改良区

理事 山根秀雄 岩美郡福部村大字細川三三六

海士五二四

細川三五四

岩戸一二二の一三

海士五二二

細川三三七

三二四

海士五〇三の七

岩戸二八

細川三三〇

六〇二の一

高江一四九

一二〇

細川七二〇の一

高江四一六

岩戸八の二

海士五五八

岩戸二三四

昭和四十六年十一月十五日臨時総会において総選挙の結果当選し、昭和四十六年十一月二十日就任 任期四年

昭和

7 昭和47年8月8日 火曜日 鳥取県公報

飯盛山土地改良区

退任した役員の住所及び氏名

理事 奥田 優 八頭郡佐治村大字津無三六〇番地

監事 西尾 豊寿 " "

監事 西尾 幸男 " "

監事 前田 長寿 " "

監事 有本 隆 " "

監事 岡島 智栄 " "

監事 西尾 文雄 " "

監事 岩田 寛文 " "

監事 岩島 智栄 " "

監事 西尾 文雄 " "

監事 岩田 宏 " "

監事 岩島 智栄 " "

監事 西尾 文雄 " "

監事 岩田 宏 " "

監事 岩島 智栄 " "

監事 西尾 文雄 " "

監事 岩田 宏 " "

監事 岩島 智栄 " "

監事 西尾 文雄 " "

監事 岩田 宏 " "

監事 岩島 智栄 " "

監事 西尾 文雄 " "

監事 岩田 宏 " "

監事 岩島 智栄 " "

監事 西尾 文雄 " "

監事 岩田 宏 " "

監事 岩島 智栄 " "

監事 西尾 文雄 " "

四五四番地二
八四番地
四五〇番地五九四番地一
四五四番地
四五〇番地古市二二二番地一
津無六〇八番地
一〇八番地五六三番地
西尾正之
西尾文雄五六三番地
森清治
鹿田近雄五六三番地
岡本正雄
前田俊治五六三番地
嶋田安夫
中村武夫五六三番地
長和田五八九番地
門田二八二番地五六三番地
羽合町大字上浅津一一六番地一
北田昇一
浅井益三
山下義春五六三番地
東郷町野方六六番地
本荘英博
故島賢市五六三番地
藤原敏治
山田善治郎五六三番地
羽合町大字長瀬一一五〇番地六
上浅津六三三番地一
久見五四番地五六三番地
八四番地
高山六一一番地
津無一〇八番地

昭和四十七年六月二十七日開催の第一回通常総会で役員選挙が行なわれたので、土地改良法第十八条第十二項の規定により昭和四十七年六月二十日退任

飯盛山土地改良区

就任した役員の住所及び氏名

理事 奥田 優 八頭郡佐治村大字津無三六〇番地

監事 西尾 豊寿 五九四番地二

監事 西尾 幸男 四五四番地

監事 前田 長寿 八四番地

監事 中谷 義晴 高山六一一番地

監事 前田 寛文 津無一〇八番地

五六三番地
西尾文雄五六三番地
西尾文雄

昭和四十七年六月二十七日通常総会において総選挙の結果当選し、昭和四十七年六月二十八日就任 任期三年

東郷湖周辺土地改良区

退任した役員の住所及び氏名

理事 森 清治 東伯郡東郷町大字引地三五六番地

監事 岩田 近雄 長和田五八九番地

監事 岩田 宏 門田二八二番地

監事 岩田 宏 四二五番地

監事 岩田 宏 二九一一番地

監事 岩田 宏 二三一一番地三

監事 岩田 宏 南谷三五一一番地

監事 岩田 宏 東郷町野方六六番地

監事 岩田 宏 羽合町大字長瀬一一五〇番地六

監事 岩田 宏 上浅津六三三番地一

監事 岩田 宏 久見五四番地

任期満了により退任

東郷湖周辺土地改良区

就任した役員の住所及び氏名

(百九十五号) 第四十八条第六項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年八月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

規

規

一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書及び定款の写し

門田四〇二番地
引地三五六番地
長和田五八九番地

昭和四十七年八月九日から二十日間
二 縦覧に供する期間

四〇三番地
一三四番地
二九五番地

昭和四十七年八月九日から二十日間
三 縦覧に供する場所

東伯郡東郷町大字宮内一七六番地
東伯郡東郷町大字宮内一七六番地

東伯郡東郷町大字宮内一七六番地
東伯郡東郷町大字宮内一七六番地

東伯郡東郷町大字宮内一七六番地
東伯郡東郷町大字宮内一七六番地

四 異議の申出
異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百四十九号

昭和四十七年五月十日付で関金土地改良区から申請のあつた新たに行な昭和四十七年七月六日臨時総代会において選舉の結果当選し昭和四十七年七月二十五日就任 任期四年

藤原敏治 下浅津一五三番地

監事

本多不二雄

森清治

鹿田近雄

岡本一正

前田万亀夫

嶋田安夫

中村武夫

伊木嘉藏

市橋衡

庄英博

山下義春

本荘英博

故島賢市

山田善治郎

東郷町大字野方六六番地
羽合町大字長瀬一一五〇番地六
東郷町大字野花四五一番地

羽合町大字上浅津六三三番地一

東郷町大字野方六六番地

下浅津一五三番地

昭和四十七年五月十日付で関金土地改良区から申請のあつた新たに行な
おうとする土地改良(滝川地区土地改良施設維持管理)事業については、
審査の結果その計画を適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律
第一百九十五号)第四十八条第六項において準用する同法第八条第五項の規
定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年八月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

おうとする土地改良(関金地区土地改良施設維持管理)事業については、
審査の結果その計画を適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律
第一百九十五号)第四十八条第六項において準用する同法第八条第五項の規
定により、次のとおり告示する。

00817

- 一 縦覧に供する書類の名称 東伯郡閔金町大字閔金宿一一七五
土地改良事業計画書及び定款の写し
- 二 縦覧に供する期間 昭和四十七年八月九日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所 東伯郡閔金町大字閔金宿一一七五
閔金土地改良区事務所
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百五十一号

昭和四十七年五月十日付で閔金土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良（今西地区土地改良施設維持管理）事業について、審査の結果その計画を適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第四十八条第六項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年八月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称 鳥取県知事 石 破 二 朗
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間 昭和四十七年八月九日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所 倉吉市役所
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

- 一 縦覧に供する書類の名称 鳥取県告示第五百五十一号
- 二 縦覧に供する期間 昭和四十七年八月九日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所

東伯郡閔金町大字閔金宿一一七五
閔金土地改良区事務所

- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百五十三号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十七年八月八日から用途廃止した。

昭和四十七年八月八日

鳥取県知事 石破二朗

場	所	(面 平方メートル)	用 途
八頭郡佐治村大字尾際字茅垣七七ノ六番地先から	四九・五二	道路敷	
同村大字尾際字茅垣七七ノ一一番地先から	五七・〇六	道路敷	
八頭郡佐治村大字尾際字茅垣四五ノ一番地先から	三八・七四	道路敷	
同村大字尾際字茅垣五〇番地先まで			
八頭郡佐治村大字尾際字茅垣四三番地先			

告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十七年八月八日

鳥取県知事 石破二朗

所申請人 氏の住	道 路 の 位 置 の 指 定 場 所	道 路 の 幅 員 及 び 延 長
米子市尾高町一二五	米子市橋本字得道堤ノ上三七一ノ一の一部	五・〇メートル
福間一雄	字得道堤ノ下三七八の一部	六・〇メートル
"	字得道西四七〇ノ三	六・〇メートル
"	四七三ノ二	六・〇メートル
"	四七四ノ二	六・〇メートル
"	四六九ノ二	六・〇メートル
"	四七五ノ二	六・〇メートル
"	四六九ノ二地先農道	六・〇メートル
"	四七四ノ二	六・〇メートル
"	四七五ノ二	六・〇メートル

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第二十条第一項の規定に基づき、境港市から米子境港都市計画汚物処理場の決定に係る図書の写しの交付を受けたので、同法同条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において縦覧に供する。

昭和四十七年八月八日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県告示第五百五十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和四十七年八月八日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により